

議案第 29 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項を次のように改める。

体育施設の使用料（町営三朝球場及び町営美の田テニス場の照明使用料を除く。）は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 町内者のみの使用は、無料とする。
- (2) 町外者のみの使用については、別表1に定めるところにより、使用料を徴収する。
- (3) 前2号に掲げる使用以外の使用については、前号に規定する使用料の2分の1の額を徴収する。

別表1及び別表2を次のように改める。

別表1 (第5条関係)
使用料

施設名	使用区分	使用料 (1時間当り)
町営三朝球場	昼間	1,600円
	夜間	2,400円
町営美の田テニス場	昼間	1面 600円
	夜間	1面 900円
町営三朝テニス場	昼間	1面 600円
町営三朝陸上競技場	昼間	全面 1,600円
		半面 800円
	夜間	2,400円
竹田地区町民体育館		1,100円

- 備考 1 夜間とは、午後6時から午後10時までをいう。
 2 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。

別表2 (第6条関係)
照明使用料

施設名	使用区分	使用料 (30分当り)
町営三朝球場	町内者	2,100円
	町外者	4,200円
町営美の田テニス場	町内者	2面当り 350円
	町外者	2面当り 700円

- 備考 1 町内者と町外者の混同した使用については、町外者の使用とみなす。
 2 使用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分として計算する。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。